



和歌山県 橋本市 企業版ふるさと納税の ご案内

～歴史街道と紀の川が織りなす
歴史と文化のまちづくり～



橋本市の主な地方創生プロジェクト

(寄附対象事業の一例)

①産業の振興と雇用を創出し定住できるまち事業

多種多様な農産物や伝統的な産業をブランド化し、国内外にPRしていくとともに、観光資源や体験型商品を発掘し、魅力あるまちづくりを進めます。

また、企業誘致や起業しやすい環境を整え、UITターンを含め、老若男女問わず移住・定住しやすいまちづくりを進めます。



令和6年度事業（一例）

・サイクルツーリズム観光活性化プロジェクト事業

サイクリングインストラクターを橋本市観光振興アドバイザーとして委嘱し、SNSによりサイクリングを通じて橋本市の魅力ある豊かな自然などを発信します。また、橋本市を周遊できるサイクリングロードマップを作成し、観光資源としての活用を目指します。

・農産物産地化事業（高野山麓精進野菜 等）

かつて橋本市の野菜は、高野山の宿坊で精進料理として利用されたり、お大師様（弘法大師 空海）にお供えされてきました。その当時の資料等をもとに、専門家や関係機関と協力し栽培方法や土づくりを見直したり、大学と連携し食育や周知パンフレットを作成するなど、橋本市の野菜のブランド化に取り組む事業です。

※その他販路開拓事業、地場産業育成対策事業 等



②安全・安心な暮らしを守り支えるまち事業

予測不可能な災害に対し、啓発活動や防災計画を立て、市民、行政の災害対応力向上を進めます。

また循環型のまちづくりを目指し、ごみや空き家、高齢化問題の解決に取り組みます。行政のみが動くのではなく、地域コミュニティとして動ける仕組みを創り上げます。



令和6年度事業（一例）

・自治と協働をはぐくむ事業

従来からの複数の補助金を一つにまとめ、市内の区・自治会を対象に、住民自治の振興および市民協働によるまちづくりを推進することを目的としている、持続可能な地域コミュニティ発展のための交付金事業です。

・災害備蓄品等整備事業

「中央構造線断層帯による地震」の被害を想定し、トイレ処理セット、備蓄非常食、備蓄水、防災毛布などの整備を行う事業です。

※その他災害予防対策充実事業、公共交通サービス充実事業 等



③子どもから高齢者までともに育み学び合うまち事業

年齢や性別等に関係なくワーク・ライフ・バランスが実現される環境を整えます。

また、地域コミュニティへの参加を促し、行政と市民協働でのまちづくりを進めます。

そのコミュニティ等を活用し、妊娠、出産、子育てに関する支援を地域一体となって行う環境づくりを進めます。



令和6年度事業（一例）

・こども食堂支援事業

現在市内で12か所にてこども食堂が行われており、それぞれに個性がある食堂となっています。こどもたちや保護者、そして地域の方のコミュニティの場として機能しており、その活動を続けていけるよう支援しています。

・家庭教育支援事業（ヘスティア）

主任児童委員や支援者養成講座修了者らで構成され、地域、学校、行政と連携をとりながら、子どもの育ちや子育てを見守る事業です。保護者との個別相談や語り合い、食育の講座を行っています。

・子ども読書活動推進事業

学校図書館の整備等に関する事業です。こどもたちがたくさんの書物にふれて過ごせる時間を持てるよう、現在特に力を入れている事業になります。

・いきいきルーム運営事業

福祉センター内に各種トレーニングマシンを設置し、健康増進・筋力アップなど、個々のニーズに合わせたトレーニングが行えるルーム運営です。運動習慣のない方や、体力の衰えた高齢者の方も、無理なく筋力を鍛えることができます。

※その他教育福祉連携事業、地域コミュニティ活性化事業 等



※ ここで挙げている事業はほんの一例となります。寄附対象は本市の第2期総合戦略に登載している事業となりますので、詳細についてはお問い合わせください。

企業版ふるさと納税について

企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和2年度に制度が大幅に見直されました。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割にまで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。



税目ごとの 特例措置

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

- ・ 1回当たり10万円以上の寄附が対象です。
- ・ 橋本市内に本社（地方税法における主たる事務所または事業所）のある法人は対象外です。
- ・ 寄附を行うことの代償として本市から経済的利益を受けることは禁止されています。

（例：寄附の見返りとして補助金を交付する、入札や許認可で便宜を図る等）

その他の詳細については、企業版ふるさと納税ポータルサイトでご確認ください。

【寄附の流れ】

- (1) 寄附申込書を市へ提出します。この時点では、実際の寄附の払い込みは行いません。
- (2) 市が事業を実施し、その年度の事業費が確定します。
- (3) 企業から市へ寄附金を納付します。寄附金の総額は、事業費の範囲内となります。
- (4) 市が企業へ寄附金の受領証を送付します。
- (5) 企業が受領証を添えて税額控除を申告します。

【寄附の申し込みについて】

- (1) 寄附の申し込み総額が、事業費（見込み）の範囲内であることを確認させていただきますので、まずは、総合政策部政策企画課へお電話ください。

総合政策部政策企画課 TEL 0736-33-1576

- (2) 寄附申込書を政策企画課まで電子メール又は郵便、FAXにてご送付ください。

○ 電子メール kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp ○ FAX 0736-33-1665

○ 送付先 郵便番号 648-8585

和歌山県橋本市東家一丁目1番1号 橋本市役所 総合政策部政策企画課 あて
市から企業へ、寄附の払い込み方法をお知らせします。